



# 広報くまむら 第31号

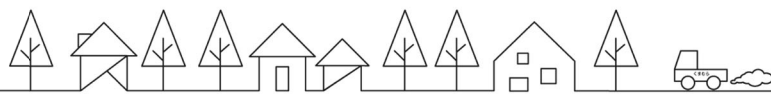
## 災害臨時お知らせ版

令和3年1月12日発行

【編集と発行】

球磨村役場 ふるさと創生課

企画調整係 ☎ 0966-32-1114



### 被災者生活再建支援金の支給対象が拡充されました

#### ■ 被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

#### 中規模半壊について

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行なわなければ当該住宅にて居住することが困難であると認められる世帯については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の対象となります。

既に交付している罹災証明書で「半壊」の判定を受けている人で、上記の条件に該当すると思われる人は、役場税務課までご相談ください。

#### 中規模半壊の判定に必要な書類

罹災証明書、家屋の被害状況が分かる写真【※1 災害救助法の応急修理を活用せず、個人で修理を行なった人は修理前後の写真】※1 「災害救助法の応急修理」とは、準半壊以上の住家被害を受けた方が、補助を受け、応急修理を行なったものです。「半壊」の場合は、59万5千円以内の補助額となります。  
(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

問い合わせ 中規模半壊について

税務課 ☎ 0966-32-1113

被災者生活支援再建支援金について 住民福祉課 ☎ 0966-32-1112

## 村内移動販売 スケジュール

時刻は到着の目安です。また予告なくスケジュールを変更する場合があります。 1月12日現在  
 ※災害臨時お知らせ版第30号以降、新規や変更した箇所には下線があります。

地区	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
運動公園 仮設団地	11:00～12:30 Gコープ		16:30～18:00 常笑	9:00～10:00 山村活性化協会
境目	13:30 Gコープ			
立野	14:00 Gコープ			
糸原	14:10 Gコープ			
水篠	14:20 Gコープ			
椎屋			14:00 常笑	
岡			15:00 常笑	
中園			15:40 常笑	
松谷		10:30 さんがうら		
那良 那良口		11:00 さんがうら		
毎床		11:30 さんがうら		
俣口		12:10 さんがうら		13:00 わいえふ
遠原		12:50 さんがうら		11:30 わいえふ
茂田		13:15 さんがうら		11:00 わいえふ
大久保			11:00 さんがうら	
大無田	<u>11:00 わいえふ</u>		11:20 さんがうら	
千津			12:10 さんがうら	13:30 わいえふ
八久保			12:30 さんがうら	
鵜口			13:00 さんがうら	14:00 わいえふ
日隠	9:00 山村活性化協会			
中渡	9:30 山村活性化協会			
岳本	10:00 山村活性化協会			
黒白	10:30 山村活性化協会			
野々原		9:00 山村活性化協会		
中屋		9:30 山村活性化協会		
吐合		10:00 山村活性化協会		
中津		10:30 山村活性化協会		
黄檗		11:00 山村活性化協会		

地区	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
田代			9:00 山村活性化協会	
松舟			9:30 山村活性化協会	
柳詰			10:00 山村活性化協会	
宮園			10:30 山村活性化協会	
			14:15 Gコープ	
池下			14:20 Gコープ	
友尻			14:00 Gコープ	
大坂間	12:30 わいえふ			
告	13:30 わいえふ			
蔵谷				10:40 山村活性化協会
横井				11:30 山村活性化協会
高沢				12:10 山村活性化協会
沢見				12:45 山村活性化協会
上原			12:45 Gコープ	
松野			12:55 Gコープ	
四蔵 永椎			13:00 Gコープ	
日当 大岩			13:10 Gコープ	
神瀬多目的 集会施設周辺			13:20 ~ 13:45 Gコープ	

事業者名（敬称略）（順不同）	表中での略称	取り扱い商品
田舎の体験交流館さんがうら 担当：小川☎0966-32-0443	さんがうら	弁当・惣菜、パン
（一社）くまむら山村活性化協会 担当：大無田☎0966-32-0170	山村活性化協会	野菜、卵、パン、保存食料（缶詰・調味料等）、菓子類、日用品
グリーンコープ生協くまもと （八代市） 担当：橋本☎080-2780-8806	Gコープ	弁当・惣菜、肉・魚、野菜・果物、卵・乳製品、冷凍食品、パン、保存食料（缶詰・調味料等）、菓子類
株式会社常笑 <sup>じょうしょう</sup> （湯前町） 担当：石神☎080-2693-2687	常笑	野菜・果物、パン、保存食料（缶詰・調味料等）、菓子類、日用品
移動販売わいえふ（人吉市） 担当：吹春☎070-3526-9623	わいえふ	弁当・惣菜、肉・魚、野菜・果物、卵・乳製品、冷凍食品、パン、保存食料（缶詰・調味料等）、菓子類

問い合わせ ふるさと創生課山村振興係 ☎0966(32)1114

**i** テレビドネット加入の  
皆さまへ

現在、村内全域でテレビ及びインターネットサービスは復旧しています。

これまで、加入していたけれど、テレビが視聴出来ない。または、ネットが繋がらないなどありましたら、問い合わせ先まで連絡ください。

また新規に加入されたい方・サービスを脱退されたい方は、申込書及び脱退届の提出が必要です。印鑑（認め可）ご持参のうえ役場総務課までお越しください。

**問い合わせ** 総務課管財係  
☎0966(32)1111

**i** 医療機関の一部負担金免除  
について

次の（免除の要件）に該当する人は、医療費の一部負担金（自己負担分）の免除を行っているところと見なされます。この取扱いについて令和3年2月末まで延長となりました。

令和3年1月1日以降、医療

機関などの窓口で一部負担金の免除を受けるためには免除証明書の提示が必要になります。次の（免除の要件）に該当し、免除証明書の交付を希望される場合は役場保健医療課へ必要書類を持ってお越しください。

**免除の条件**

国民健康保険か後期高齢者医療の被保険者で、1～5のいずれかに該当する人

1 罹災証明書による全半壊、大規模半壊、床上浸水の判定を受けた方

2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

3 主たる生計維持者の行方が不明である方

4 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方

5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**免除証明書の申請に必要なもの**

※前の条件で1に該当する方。

それ以外の条件の方は保健医療課へご相談ください。

○罹災証明書の写し

○被保険者証

○印鑑

**問い合わせ** 保健医療課住民医療係

☎0966(32)1139

**i** 災害弔慰金の支給

災害弔慰金については、災害による直接的被害で死亡された方と、その後の避難生活での体調悪化など、間接的な原因で死亡（災害関連死）された方のご遺族に支給されます。

災害関連死については、ご遺族からの聞き取り等詳細な調査が必要となりますので、災害関連死と思われるご遺族の方は事前連絡のうえご相談ください。

※災害関連死の認定にはかなりの時間を要します。

**認定された場合**

**受給者**

配偶者、子、父母、孫、祖父母

※上記のいずれにも該当しない場合 兄弟姉妹（死亡当時同居又は生計同一の場合に限る）

支給額  
生計維持者の場合 500万円  
その他の場合 250万円

**問い合わせ** 住民福祉課福祉係  
☎0966(32)1112

**i** (仮称)球磨村風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧等

株式会社エルゴジャパンエナジーが、球磨村で計画している風力発電事業について、環境影響評価の方法（調査内容や予測、評価の方法）をまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧するとともに、説明会を開催いたします。

**対象事業**

(仮称)球磨村風力発電事業  
事業者  
(株)エルゴジャパンエナジー

**縦覧**

場所 球磨村役場2階ロビー

期間 1月15日(金)～2月15日(月)

時間 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

**意見書提出期間**

1月15日(金)～3月1日(月)

**住民説明会**

日時 1月30日(土) 午前11時

場所 石の交流館やまなみ

**問い合わせ**  
(株)エルゴジャパンエナジー

☎03(5157)1555

**業務委託者**

一般財団法人日本気象協会

☎03(5958)8160